

環境省告示第百三十四号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総府令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、

化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲を次のように定め、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十三年十二月環境省告示第七十四号）は、廃止する。ただし、都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cc_o、Cc_i及びCc_jの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

平成十八年十月十三日

環境大臣 若林 正俊

化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲

一 この告示で使用する用語は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）で使用する用語の例による。

二 水質汚濁防止法施行規則（以下「規則」という。）第一条の五第三項の環境大臣が定める業種その他の区分は、指定地域内事業場のうち、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに環境基

準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令（平成五年政令第三百七十一号）別表第二号八に掲げる水域（以下「大阪湾」という。）及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するものに係るものにあつては別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項に規定する区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げるとおりとする。

この場合において、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場は、当該工場又は事業場の属する業種その他の区分に属するものとする。

三 規則第一条の五第三項の環境大臣が定める範囲は、指定地域内事業場のうち、令別表第二第一号及び第二号に掲げる区域内に設置されるもの並びに大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するものに係るものにあつては別表第一、瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項に規定する区域内に設置されるものであつて大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排水を排出するもの以外のものに係るものにあつては別表第二のそれぞれ第二欄に掲げる業種その他の区分ごとに、Cc及びCcoの値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(1)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、Cciの値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(2)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とし、Ccjの値に係るものにあつてはそれぞれ第三欄(3)の(イ)に掲げる値以上(ロ)に掲げる値以下とする。ただし、工場又は事業場に係る汚水又は廃液を処理する事業場に係る場合であつて、当該工場又は事業場の属

する業種その他の区分ごとの別表第一又は別表第二のそれぞれ第三欄に掲げる値の範囲内において
Cc、Cco、Cci及びCcjの値を定めることが適当でないこと認められ、かつ、都道府県知事が当該工場又は
事業場及び当該事業場につきCc、Cco、Cci及びCcjの値を別に定めたときは、この限りではない。



別表第一

整理番号		業種その他の区分			化学的酸素要求量 （単位—リットルにつきミリグラム）		備考	
五	肉製品製造業	四	非金属鉱業	三	天然ガス鉱業	二		畜産農業
四〇		二〇		六〇		七〇	(1)	(1)
五〇		三〇		七〇		一〇〇	(0)	
四〇		二〇		六〇		七〇	(1)	(2)
五〇		三〇		七〇		八〇	(0)	
三〇		二〇		六〇		六〇	(1)	(3)
四〇		三〇		七〇		七〇	(0)	

		六	乳製品製造業
		三〇	
		五〇	
		三〇	
		四〇	
		二〇	
		三〇	
		三〇	平成八年九月一日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量（以下「平成八年九月一日前の特定施設に係る量」という。）にあつては、第三欄(3)(1)及び(ロ)の値は、それぞれ、三〇、四〇とする。
七	畜産食料品製造業（前二項に掲げるものを除く。）	四〇	
		四〇	
		六〇	
		四〇	
		五〇	
		三〇	
		四〇	

一三	一二	一一	一〇	九	八
冷凍水産食品製造業	冷凍水産物製造業	水産練製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	魚肉ハム・ソーセージ製造業	寒天製造業	水産缶詰・瓶詰製造業
四〇	三〇	三〇	三〇	八〇	四〇
五〇	五〇	四〇	四〇	一二〇	五〇
四〇	三〇	三〇	三〇	八〇	四〇
五〇	四〇	四〇	四〇	一〇〇	五〇
三〇	二〇	二〇	二〇	八〇	三〇
四〇	三〇	三〇	三〇	一〇〇	四〇

一八	一七	一六	一五	一四
しょう油・食用アミ	味そ製造業	野菜漬物製造業	野菜缶詰・果実缶詰 ・農産保存食料品製造業	水産食料品製造業（ 整理番号八の項から 前項までに掲げるも のを除き、魚介類塩 干・塩蔵品製造業を 含む。）
七〇	七〇	四〇	三〇	四〇
八〇	八〇	八〇	八五	六〇
七〇	七〇	四〇	三〇	四〇
八〇	八〇	六〇	七〇	五〇
四〇	三〇	三〇	三〇	三〇
五〇	五〇	四〇	六〇	四〇

二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九	ノ酸製造業
パン製造業	小麦粉製造業	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	砂糖精製業	食酢製造業	ソース製造業	うま味調味料製造業	
三〇	三〇	五〇	四〇	四〇	三〇	二〇	
五〇	四〇	九〇	八〇	六〇	四〇	三〇	
三〇	三〇	五〇	四〇	四〇	三〇	二〇	
四〇	四〇	六〇	六〇	五〇	四〇	三〇	
二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	
三〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	三〇	

三二	三〇	二九	二八	二七	二六
動物油脂製造業	植物油脂製造業	パン・菓子製造業（ 整理番号二五の項か ら前項までに掲げる ものを除く。）	米菓製造業	ビスケット類・干菓 子製造業	生菓子製造業
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
五〇	六〇	五〇	六〇	五〇	六〇
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
五〇	五〇	五〇	六〇	五〇	五〇
三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	三〇
四〇	四〇	四〇	五〇	四〇	四〇

三九	三八	三七	三五	三四	三三	三二
冷凍調理食品製造業	あん類製造業	豆腐・油揚製造業	めん類製造業	穀類でんぷん製造業	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	食用油脂加工業
三〇	六〇	三〇	三〇	五〇	五〇	四〇
五〇	七〇	六〇	七〇	六〇	六〇	五〇
二〇	六〇	三〇	三〇	五〇	五〇	四〇
三〇	七〇	四〇	四〇	六〇	六〇	五〇
二〇	四〇	三〇	三〇	四〇	四〇	三〇
三〇	六〇	四〇	四〇	五〇	五〇	四〇

四〇	そう(惣)菜製造業 のうち煮豆の製造に 係るもの	四一	清涼飲料製造業	四二	果実酒製造業	四三	ビール製造業	四四	清酒製造業	四五	蒸留酒・混成酒製造 業
三〇		二〇		三〇		三〇		三〇		三〇	
五〇		六〇		四〇		四〇		七〇		六〇	
三〇		二〇		三〇		三〇		三〇		三〇	
四〇		四〇		四〇		四〇		四〇		四〇	
三〇		二〇		三〇		三〇		三〇		二〇	
四〇		三〇		四〇		四〇		四〇		三〇	

五五 繊維工業（整理番号 五一の項に掲げるも	五一 生糸製造業（副蚕糸 精練業を含む。）	五〇 たばこ製造業	四九 有機質肥料製造業	四八 単体飼料製造業	四七 配合飼料製造業	四六 インスタントコーヒ ー製造業
七五	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇
八五	六〇	四〇	七〇	三〇	三〇	三〇
七五	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
八五	六〇	四〇	三〇	三〇	三〇	三〇
七〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
八〇	六〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

<p>の及び衣服その他の 繊維製品に係るもの を除く。以下同じ。 ）で整毛工程に係る もの</p>	<p>五七 繊維工業で麻製織工 程に係るもの</p>	<p>五八 繊維工業で毛織物機 械染色整理工程（の り抜き、精練漂白、 シルケット加工その 他の染色整理工程に 付帯して行われる加 工処理工程（以下「</p>
	<p>九〇</p>	<p>四〇</p>
	<p>一〇〇</p>	<p>五〇</p>
	<p>九〇</p>	<p>四〇</p>
	<p>一〇〇</p>	<p>五〇</p>
	<p>九〇</p>	<p>三〇</p>
	<p>一〇〇</p>	<p>五〇</p>

六〇		
繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）	五九 繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	染色整理工程付帯加工処理工程」という。°（を含む。）に係るもの
九〇		八〇
一一〇		一一〇
九〇		八〇
一〇〇		一〇〇
九〇		八〇
一〇〇		一〇〇

六三	六二	六一	に係るもの
繊維工業で繊維雑品 染色整理工程（染色	繊維工業でニット・ レース染色整理工程 （染色整理工程付帯 加工処理工程を含む 。に係るもの	繊維工業で綿状繊維 ・糸染色整理工程（ 染色整理工程付帯加 工処理工程を含む。 ）に係るもの	
九〇	五〇	五〇	
一一〇	一〇〇	一〇〇	
九〇	五〇	五〇	
一〇〇	七〇	八〇	
八〇	五〇	五〇	
九五	七〇	七〇	

六七	六六	六五	六四	
繊維工業で繊維製衛	繊維工業で上塗りした 織物及び防水した 織物製造工程に係る もの	繊維工業でフェルト 製造工程に係るもの	繊維工業で不織布製 造工程に係るもの	整理工程付帯加工処 理工程を含む。)に 係るもの
四〇	四〇	四〇	七〇	
五〇	五〇	五〇	九〇	
四〇	四〇	四〇	七〇	
五〇	五〇	五〇	八〇	
四〇	四〇	四〇	六〇	
五〇	五〇	五〇	七五	

七 一	六 九	六 八	生 材 料 製 造 工 程 に 係 る も の
合板製造業（集成材製造業を含む。）又はパーティクルボード製造業	一般製材業又は木材チップ製造業	繊維工業（整理番号五五の項から前項までに掲げるものを除く。）	
三〇	四〇	三〇	
四〇	七〇	九〇	
三〇	四〇	三〇	
四〇	七〇	七〇	
三〇	四〇	三〇	
四〇	七〇	五〇	
接着機洗浄水を循環するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、三〇、一〇、三〇			

	七九
<p>製造業又は板紙製造業でグラントパルプ製造工程、リファイナーグラントパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグラントパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除</p>
	七〇
	八〇
	七〇
	八〇
	七〇
	八〇

	八〇	く。)
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらにケミグラ ンドパルプ製造工程 (前工程の未さらし ケミグラントパルプ 製造工程を含む。)		
又はさらしセミケミ カルパルプ製造工程 (前工程の未さらし セミケミカルパルプ 製造工程を含む。)		
に係るもの		
	八〇	
	九〇	
	八〇	
	九〇	
	八〇	
	九〇	

		八二
の	八二 パルプ製造業、洋紙 製造業又は板紙製造 業でさらしクラフト パルプ製造工程（前 工程の未さらしクラ フトパルプ製造工程 を含む。）に係るも の	八一 パルプ製造業、洋紙 製造業又は板紙製造 業で未さらしクラフ トパルプ製造工程に 係るもの（次項に掲 げるものを除く。）
	七〇	六〇
	一〇〇	七〇
	七〇	五〇
	一〇〇	六〇
	六〇	四〇
	七〇	五〇
	精選工程においてドラ ム型洗浄機を使用して いるものにあつては、 第三欄(1)及び(3)(ロ)の 値は、八〇とする。	

	八四	八三
の	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
	九〇	六〇
	一三〇	七〇
	九〇	六〇
	一〇〇	七〇
	八〇	五〇
	九〇	六〇

八五	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの	八六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナークラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リ
一〇〇		五〇	
一一〇		六〇	
一〇〇		四〇	
一一〇		五〇	
七〇		四〇	
八〇		五〇	

八八	八七	
パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	ファイナークラフトパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの
四〇	三〇	
六〇	四〇	
四〇	二〇	
六〇	三〇	
四〇	二〇	
五〇	三〇	

九四	九三	九二	九一	九〇		八九
セロファン製造業	重包装紙袋製造業	二段ボール製造業	塗工紙製造業	手すき和紙製造業		機械すき和紙製造業
二五	七〇	二〇	二〇	九〇		六〇
四〇	八〇	六〇	三〇	一〇〇		八〇
二五	七〇	二〇	二〇	九〇		六〇
四〇	八〇	六〇	三〇	一〇〇		八〇
一五	七〇	一五	二〇	八〇		六〇
四〇	八〇	三〇	三〇	一〇〇		八〇
						パルプ製造工程を有するものにあつては、第三欄の(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ一一〇、九〇とする。

一〇〇			
印刷業（新聞その他）	九七 パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	九六 繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	九五 乾式法による繊維板製造業
五〇	三〇	八〇	四〇
八〇	五〇	九〇	五〇
五〇	三〇	八〇	四〇
七〇	四〇	九〇	五〇
五〇	三〇	六〇	四〇
七〇	四〇	七〇	五〇

一〇五	ソーダ工業	一〇四	化学肥料製造業（前 二項に掲げるものを 除く。）	一〇三	複合肥料製造業	一〇二	窒素質・りん酸質肥 料製造業	一〇一	製版業	の出版物を印刷する ものを含む。）
二〇		三〇		三〇		三〇		五〇		
三〇		四〇		四〇		五〇		六〇		
二〇		三〇		三〇		三〇		五〇		
三〇		四〇		四〇		四〇		六〇		
二〇		三〇		三〇		三〇		五〇		
三〇		四〇		四〇		四〇		六〇		

一〇六	電炉工業	一〇七	無機顔料製造業	一〇八	無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）
二〇〇		二〇〇		二〇〇	
三〇〇		三〇〇		四〇〇	
二〇〇		二〇〇		二〇〇	
三〇〇		三〇〇		四〇〇	
二〇〇		二〇〇		二〇〇	
三〇〇		三〇〇		三〇〇	
			黄鉛製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、七〇、六〇、七〇、五〇、六〇とする。	（一） 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、五〇、四〇、五〇	

	一〇九	
もの	石油化学系基礎製品 製造業で脂肪族系中 間物製造工程に係る	
	六〇	
	九〇	
	六〇	
	八〇	
	四〇	
	五〇	
値は、それぞれ同欄	(一) 青酸誘導品含有排 水を排出する工程に あつては、第三欄の 値は、それぞれ同欄	(二) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、五〇、六〇、五〇、六〇、五〇、六〇とする。

一一一		一一〇	
石油化学系基礎製品	の 料製造工程に係るも	石油化学系基礎製品 製造業で環式中間物 ・合成染料・有機顔 料製造工程に係るも	
三〇		五〇	
四〇		六〇	
二〇		五〇	
三〇		六〇	
二〇		三〇	
三〇		四〇	
メチルメタクリレート	。一八〇、一九〇とする 〇、一九〇、二〇〇、 に従い、一九〇、二〇 、それぞれ同欄の順序 つては、第三欄の値は 中間物の製造工程にあ 合成染料又は合成染料	合成染料又は合成染料 中間物の製造工程にあ つては、第三欄の値は 、それぞれ同欄の順序 に従い、一九〇、二〇 〇、一九〇、二〇〇、 一八〇、一九〇とする 。	それぞれ同欄の順序 に従い、一四〇、一 五〇、一三〇、一五 〇、一三〇、一五〇 とする。

一一二	
石油化学系基礎製品 製造業で合成ゴム製 造工程に係るもの	製造業でプラスチック 製造工程に係るもの
四〇	
五〇	
四〇	
五〇	
四〇	
五〇	
<p>(一) 乳化重合法による 合成ゴム製造工程に あつては、第三欄の 値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五〇 、六〇、五〇、六〇 、五〇、六〇とする</p>	<p>樹脂又はアクリロニト リル・ブタジエン・ス チレン共重合樹脂の製 造工程にあつては、第 三欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、七 〇、八〇、七〇、八〇 、七〇、八〇とする。</p>

一一三	
石油化学系基礎製品 製造業で有機化学工 業製品製造工程（脂 肪族系中間物製造工 程、環式中間物・合 成染料・有機顔料製	
五〇	
六〇	
五〇	
六〇	
五〇	
六〇	
(一) 有機ゴム薬品製造 工程にあつては、第 三欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い 、二七〇、二八〇、 二六〇、二七〇、二	(二)。 クロロプレングム 製造工程にあつては 、第三欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に 従い、一三〇、一四 〇、一三〇、一四〇 、一三〇、一四〇と する。

一一四	石油化学系基礎製品 製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。 に係るもの。
六〇	七〇	
四〇	五〇	
四〇	五〇	
		六〇、二七〇とする。 （二）有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、一九〇、一八〇、一九〇、一八〇、一九〇、一六〇、一七〇とする。

一一五	業	脂肪族系中間物製造
六〇		
七〇		
六〇		
七〇		
五〇		
六〇		
<p>(一) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、五四〇、二一〇、二二〇、一九〇、二二〇とする。</p> <p>(二) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、一一</p>		

一一七	一一六	
発酵工業	メタン誘導品製造業	
一二〇	三〇	
一三〇	四〇	
一一〇	三〇	
一二〇	四〇	
一一〇	二〇	
一二〇	三〇	
		<p>〇、八〇、一〇〇、 八〇、一〇〇とする</p> <p>(三) エピクロルヒドリ ン製造工程にあつて は、第三欄の値は、 それぞれ同欄の順序 に従い、一四〇、一 五〇、一三〇、一四 〇、一三〇、一四〇 とする。</p>

一一〇		一一九	一一八
プラスチック製造業		環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	コーラル製品製造業
三〇		五〇	一二〇
四〇		一〇〇	一三〇
二〇		五〇	一二〇
三〇		八〇	一三〇
二〇		三〇	一二〇
三〇		四〇	一三〇
(一) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重	<p>合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、二〇〇、一九〇、二〇〇、一九〇、二〇〇とする。</p>		

一一一
合成ゴム製造業

四〇

五〇

四〇

五〇

四〇

五〇

- (一) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、八〇、七〇、八〇、七〇、八〇とする。
- (二) クロロプレンゴム製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一三〇、一四〇、一三〇、一四〇、一三〇、一四〇とする。

一一二二	有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）
五〇	
九〇	
五〇	
九〇	
五〇	
八〇	<p>(一) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、二九〇、二七〇、二八〇、二七〇、二八〇とする。</p> <p>(二) 有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、二四〇、一八〇、二一〇、一六〇、一七〇とする。</p>

一二五	合成繊維製造業	一二四	レーヨン・アセテ ー ト製造業のうちアセ テートの製造に係る もの	一二三	レーヨン・アセテ ー ト製造業のうちレー ヨンの製造に係るも の
三〇		三〇		五〇	
四〇		四〇		六〇	
二〇		三〇		三〇	
三〇		四〇		四〇	
二〇		三〇		二〇	
三〇		四〇		三〇	
三〇	アクリル系繊維製造工 程にあつては、第三欄 の値は、それぞれ同欄 の順序に従い、六〇、				。

一三〇	一二九	一二八	一二七	一二六	
印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業（ 前項に掲げるものを 除く。）	石けん・合成洗剤製 造業	脂肪酸・硬化油・グ リセリン製造業	
四〇	四〇	四〇	一〇	四〇	
五〇	五〇	五〇	二〇	五〇	
四〇	四〇	四〇	一〇	四〇	
五〇	五〇	五〇	一五	五〇	
三〇	四〇	四〇	一〇	三〇	
四〇	五〇	五〇	一五	四〇	
					七〇、四〇、五〇、三 〇、五〇とする。

一三五	一三四 業	一三三	一三二	一三一
動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業	医薬品原薬・製剤製造業
六〇	二〇	三〇	三〇	七〇
七〇	三〇	四〇	八〇	一〇〇
六〇	二〇	三〇	三〇	七〇
七〇	三〇	四〇	六〇	九〇
五〇	二〇	三〇	三〇	六〇
六〇	三〇	四〇	四〇	七〇
				平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあつては、第三欄(3)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ七〇、九〇とする。

一四五 業 イオン交換樹脂製造	一四四 天然樹脂製品・木材 化学製品製造業	一四三 写真感光材料製造業	一四二 ゼラチン・接着剤製 造業（にかわ製造業 を含む。）	一四〇 化粧品・歯磨・その 他の化粧用調整品製 造業
一七〇	四〇	一〇	二〇	三〇
一八〇	五〇	一五	四〇	四〇
一七〇	四〇	一〇	二〇	三〇
一八〇	五〇	一五	三〇	四〇
一三〇	四〇	一〇	二〇	二〇
一四〇	五〇	一五	三〇	三〇

一四六	化学工業（整理番号 一〇二の項から前項 までに掲げるものを 除く。）	四〇	七〇	四〇	五〇	四〇	五〇	
一四七	石油精製業	二〇	三〇	二〇	三〇	二〇	三〇	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、三〇、四〇、三〇、四〇、三〇、四〇とする。
一四八	潤滑油製造業（前項 に掲げるものを除く。）	三〇	四〇	三〇	四〇	三〇	四〇	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇

一五三	一五二	一五一	一五〇	一四九	
ゴム製品製造業（前 二項に掲げるものを	ゴム製品製造業でラ テックス成型型洗淨 工程に係るもの	自動車タイヤ・チュ ーブ製造業	石油コークス製造業	コークス製造業	
二〇	六〇	一〇	七〇	一八〇	
五〇	七〇	二〇	八〇	一九〇	
二〇	四〇	一〇	七〇	一八〇	
四〇	五〇	一五	八〇	一九〇	
二〇	四〇	一〇	五〇	九〇	
四〇	五〇	一五	六〇	一〇〇	
					、五〇、四〇、五〇、 四〇、五〇とする。

一六〇	一五九	一五八	一五七	一五六	一五五	一五四	除く。)
理化学用・医療用ガ	ガラス容器製造業	ガラス製加工素材製 造業	板ガラス加工業	板ガラス製造業	毛皮製造業	なめしかわ製造業	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇	一〇〇	
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	六〇	一一〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇	一〇〇	
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	六〇	一一〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇	一〇〇	
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	六〇	一一〇	

一六四	ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに	一六三	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	一六二	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	一六一	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業	ラス器具製造業
一〇		三〇		五〇		一〇		
二〇		四〇		六〇		二〇		
一〇		三〇		五〇		一〇		
二〇		四〇		六〇		二〇		
一〇		三〇		五〇		一〇		
二〇		四〇		六〇		二〇		

一六九	一六八	一六七	一六六	一六五	
砕石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業) 掲げるものを除く。
二〇	二〇	一〇	一〇	一〇	
三〇	三〇	二〇	二〇	一五	
二〇	二〇	一〇	一〇	一〇	
三〇	三〇	二〇	二〇	一五	
二〇	二〇	一〇	一〇	一〇	
三〇	三〇	二〇	二〇	一五	

一七六	一七五		一七二	一七〇
高炉によらない製鉄	フェロアロイ製造業		うわ薬製造業	鉱物・土石粉碎等処 理業
一〇	二〇		二〇	二〇
二〇	三〇		三〇	三〇
一〇	二〇		二〇	二〇
二〇	三〇		三〇	三〇
一〇	二〇		二〇	二〇
二〇	三〇		三〇	三〇
		一五		
		<p>コークス炉を有するものにあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、五〇、三〇、四〇、三〇、四〇とする。</p>		

一八〇	冷間圧延業（整理番	一七九 熱間圧延業（整理番 号一八二の項及び同 一八三の項に掲げる ものを除く。）	一七八 製鋼・製鋼圧延業（ 転炉（単独転炉を含 む。）又は電気炉（ 単独電気炉を含む。 ）によるものに限る 。）	業（前項に掲げるも のを除く。）
二〇		二〇	二〇	
三〇		三〇	三〇	
二〇		二〇	二〇	
三〇		三〇	三〇	
二〇		二〇	二〇	
三〇		三〇	三〇	

一八六 伸線業	一八五 引抜鋼管製造業	一八四 磨棒鋼製造業	一八三 伸鉄業	一八二 鋼管製造業	一八一 冷間ロール成型形鋼 製造業	号一八二の項及び同 一八三の項に掲げる ものを除く。）
一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	
三〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	
二〇	一五	一五	二〇	三〇	三〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	
二〇	一五	一五	二〇	三〇	三〇	

一九二	一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七
鍛鋼製造業	表面処理鋼材製造業 (整理番号一八七の 項から前項までに掲 げるものを除く。)	めっき鉄鋼線製造業	めっき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業
一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇

一九九	一九八	一九七	一九六	一九五	一九四	一九三
鉄鋼業（整理番号一	鉄粉製造業	可鍛鑄鉄製造業	鑄鉄管製造業	銑鉄鑄物製造業（次 項及び整理番号一九 七の項に掲げるもの を除く。）	鑄鋼製造業	鍛工品製造業
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇

二〇四	二〇三	二〇二	二〇一	二〇〇	七三の項から前項までに掲げるものを除く。）
プリント回路製造業	一般機械器具製造業	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	電気めっき業	非鉄金属製造業	
二〇	一〇	一〇	四〇	一〇	
四〇	三〇	三〇	六〇	三〇	
二〇	一〇	一〇	四〇	一〇	
三〇	二〇	二〇	六〇	二〇	
二〇	一〇	一〇	四〇	一〇	
三〇	二〇	二〇	五〇	二〇	

二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	二〇五
下水道業	ガス製造工場	精密機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	電気機械器具製造業 (前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)
二〇	二〇	一〇	一〇	一〇
六〇	三〇	二五	三〇	三〇
二〇	二〇	一〇	一〇	一〇
四〇	三〇	一五	三〇	三〇
二〇	二〇	一〇	一〇	一〇
四〇	三〇	一五	三〇	三〇
これと同程度に下水を				
標準活性汚泥法その他				

二二一	二二〇	
共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第	空瓶卸売業	
三〇	三〇	
四〇	四〇	
三〇	二〇	
四〇	三〇	
二〇	二〇	
三〇	三〇	
		<p>処理することができる方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、三〇、一〇、三〇、一〇、三〇とする。</p>

二二四	二二三	二二二	五条の二に規定する施設をいう。)
宿泊業	飲食店	弁当仕出屋又は弁当製造業	
五〇	五〇	五〇	
七〇	七〇	八〇	
四〇	四〇	四〇	
六〇	六〇	六〇	
三〇	三〇	三〇	
四〇	四〇	五〇	
平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄	平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第三欄の(1)(1)及び(1)(1)及び(1)(1)の値は、三〇とする。		

二二九	二二八	二二六	二二五	
自動車整備業	写真業（写真現像・ 焼付業を含む。）	洗濯業（前項に掲げ るものを除く。）	リネンサプライ業	
二〇	六〇	四〇	四〇	
三〇	八〇	六〇	六〇	
二〇	六〇	四〇	四〇	
三〇	七〇	五〇	五〇	
二〇	六〇	三〇	三〇	
三〇	七〇	四〇	四〇	
				化槽を使用するものに あつては、第三欄の(1) (1)及び(1)、(2)(1)及び(1) 並びに(3)(1)の値は、三 〇とする。

二二〇	病院	二二二	し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限り。）
三〇		三〇	
六〇		七〇	
三〇		三〇	
四〇		五〇	
三〇		三〇	
四〇	平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第三欄の(1)(2)(3)及び(4)の値は、三〇とする。	五〇	(一) 第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものにあつては、第三欄の(1)の値は、四〇とする。 (二) 第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下の

二二二	
し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により	
五〇	
八〇	
五〇	
八〇	
三〇	
六〇	
(一) 昭和五十五年七月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつて	を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができする方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、二五、一〇、二五、一〇、二五とする。

二三三		
し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。）		算定した処理対象人員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。）
四〇		
六〇		
三〇		
五〇		
二〇		
四〇		
(一) 日平均排水量が三〇〇〇m ³ 未満のものにあつては、第三		は、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、九〇、七〇、九〇、四〇、八〇とする。
		(二) 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の(1)(1)及び(1)、(2)(1)及び(1)並びに(3)(1)の値は、三〇とする。

一三二七	死亡獣畜取扱業	一三二六 産業廃棄物処理業（ 前項に掲げるものを 除く。）	一三二五 廃油処理業	一三二四 ごみ処理業	
四〇		二〇	二〇	三〇	
五〇		三〇	三〇	七〇	
四〇		二〇	二〇	三〇	
五〇		三〇	三〇	四〇	
四〇		二〇	二〇	三〇	
五〇		三〇	三〇	四〇	
					あつては、第三欄の (1)及び(4)、(2)並びに(3)の値は、それぞれ一〇、五〇、一〇、一〇となる。

一三三二	整理番号二の項から 前項までに分類され ないもの	一三三一	試験研究機関（規則 第一条の二各号に掲 げるものをいう。）	一三三〇	地方卸売市場	一三二九	中央卸売市場	一三二八	と畜場
一〇		二〇		二〇		二〇		四〇	
一二〇		五〇		四〇		三〇		六〇	
一〇		二〇		二〇		二〇		四〇	
九〇		三五		三〇		三〇		六〇	
一〇		二〇		二〇		二〇		四〇	
九〇		三〇		三〇		三〇		五〇	

別表第二

整理番号		業種その他の区分		化学的酸素要求量 （単位：リットルにつきミリグラム）		備考			
五	肉製品製造業	四	非金属鉱業	三	天然ガス鉱業		二	畜産農業	(1)
四〇		二〇		六〇		七〇		(1)	(0)
七〇		三〇		七〇		一〇〇		(1)	(0)
四〇		二〇		六〇		七〇		(1)	(0)
六〇		三〇		七〇		八〇		(1)	(0)
三〇		二〇		六〇		六〇		(1)	(0)
五〇		三〇		七〇		七五		(1)	(0)

			六 乳製品製造業
八 水産缶詰・瓶詰製造	七 畜産食料品製造業（ 前二項に掲げるもの を除く。）		
四〇	四〇		三〇
六〇	八〇		五〇
四〇	四〇		三〇
五〇	六〇		四〇
三〇	三〇		二〇
五〇	五〇		四〇
		値は、三〇とする。	平成八年九月一日以後 に特定施設の設置又は 構造等の変更により増 加する特定排出水の量 を除く特定排出水の量 （以下「平成八年九月 一日前の特定施設に係 る量」という。）にあ っては、第三欄(3)(1)の 値は、三〇とする。

一四	一三	一二	一一	一〇	九	業
水産食料品製造業（	冷凍水産食品製造業	冷凍水産物製造業	水産練製品製造業（ 前項に掲げるものを 除く。）	魚肉ハム・ソーセー ジ製造業	寒天製造業	
四〇	四〇	三〇	三〇	三〇	八〇	
八〇	八〇	七〇	八〇	六〇	一二〇	
四〇	四〇	三〇	三〇	三〇	八〇	
七〇	七〇	五〇	六〇	四〇	一〇〇	
三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	八〇	
六〇	六〇	五〇	五〇	四〇	一〇〇	

一八 しょう油・食用アミノ酸製造業	一七 味ぞ製造業	一六 野菜漬物製造業	一五 野菜缶詰・果実缶詰 ・農産保存食料品製造業	整理番号八の項から 前項までに掲げるものを除き、魚介類塩干・塩蔵品製造業を含む。）
七〇	七〇	四〇	三〇	
九五	九五	八〇	一〇〇	
七〇	七〇	四〇	三〇	
八〇	八〇	五〇	六〇	
四〇	三〇	三〇	三〇	
八〇	八〇	五〇	六〇	

二五	二四	二三	二二	二一	二〇	一九
パン製造業	小麦粉製造業	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	砂糖精製業	食酢製造業	ソース製造業	うま味調味料製造業
三〇	三〇	五〇	四〇	四〇	三〇	二〇
八〇	四〇	九〇	八〇	七〇	七〇	七〇
三〇	三〇	五〇	四〇	四〇	三〇	二〇
四〇	四〇	六〇	六〇	五〇	五〇	三五
二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇
四〇	四〇	五〇	五〇	五〇	五〇	三五

三二	三〇	二九	二八	二七	二六
動物油脂製造業	植物油脂製造業	パン・菓子製造業（ 整理番号二五の項か ら前項までに掲げる ものを除く。）	米菓製造業	ビスケット類・干菓 子製造業	生菓子製造業
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
八〇	八〇	七〇	七〇	六〇	八〇
四〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
六〇	六〇	六〇	七〇	六〇	七〇
三〇	三〇	三〇	四〇	三〇	三〇
六〇	六〇	六〇	七〇	六〇	六〇

三九	三八	三七	三五	三四	三三	三二
冷凍調理食品製造業	あん類製造業	豆腐・油揚製造業	めん類製造業	穀類でんぷん製造業	ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業	食用油脂加工業
三〇	六〇	三〇	三〇	五〇	一一〇	四〇
五〇	一〇〇	八〇	八〇	六〇	一二〇	五五
二〇	六〇	三〇	三〇	五〇	一〇〇	四〇
五〇	七〇	六〇	六〇	六〇	一一〇	五〇
二〇	四〇	三〇	三〇	四〇	九〇	三〇
四〇	七〇	五〇	五〇	六〇	一〇〇	五〇

四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇
インスタントコーヒ	蒸留酒・混成酒製造業	清酒製造業	ビール製造業	果実酒製造業	清涼飲料製造業	そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの
二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇
三〇	六〇	七〇	四〇	四〇	六〇	六〇
二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇
三〇	四〇	五〇	四〇	四〇	五〇	五五
二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	二〇	三〇
三〇	四〇	五〇	四〇	四〇	四〇	五〇

五五 繊維工業（整理番号 五一の項に掲げるも の及び衣服その他の	五一 生糸製造業（副蚕糸 精練業を含む。）	五〇 たばこ製造業	四九 有機質肥料製造業	四八 単体飼料製造業	四七 配合飼料製造業	I 製造業
八〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二〇	
九〇	六〇	四〇	七〇	八五	六五	
八〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	
九〇	六〇	四〇	四〇	五〇	四〇	
七〇	三〇	二〇	二〇	二〇	二〇	
八〇	六〇	四〇	四〇	五〇	四〇	

	五七	五八
繊維製品に係るものを除く。以下同じ。 〓で整毛工程に係るもの	繊維工業で麻製織工程に係るもの	繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に付帯して行われる加工処理工程（以下「染色整理工程付帯加
	九〇	四〇
	一〇〇	六〇
	九〇	四〇
	一〇〇	六〇
	九〇	三〇
	一〇〇	六〇

<p>六〇</p>	<p>五九</p>	
<p>繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの</p>	<p>繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程付帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。）</p>	<p>「工処理工程」という。（を含む。）に係るもの</p>
<p>九〇</p>	<p>八〇</p>	
<p>一〇〇</p>	<p>一一〇</p>	
<p>九〇</p>	<p>八〇</p>	
<p>一〇〇</p>	<p>一〇〇</p>	
<p>九〇</p>	<p>八〇</p>	
<p>一〇〇</p>	<p>一〇〇</p>	

六三 繊維工業で繊維雑品 染色整理工程（染色 整理工程付帯加工処	六二 繊維工業でニット・ レース染色整理工程 （染色整理工程付帯 加工処理工程を含む ）に係るもの	六一 繊維工業で綿状繊維 ・糸染色整理工程（ 染色整理工程付帯加 工処理工程を含む。 ）に係るもの
九〇	五〇	五〇
一一〇	一〇〇	一〇〇
九〇	五〇	五〇
一二〇	六〇	八〇
八〇	五〇	五〇
一一〇	六〇	七〇

六七	六六	六五	六四	
繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの	繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの	繊維工業でフェルト製造工程に係るもの	繊維工業で不織布製造工程に係るもの	理工程を含む。()に係るもの
四〇	四〇	四〇	七〇	
五〇	九〇	五〇	八〇	
四〇	四〇	四〇	七〇	
五〇	五〇	五〇	八〇	
四〇	四〇	四〇	六〇	
五〇	五〇	五〇	八〇	

七五	木材薬品処理業	七六	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの	七七	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの	七八	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造
二〇		七〇		六〇		五〇	
四〇		八〇		七〇		六〇	
二〇		七〇		六〇		五〇	
四〇		八〇		七〇		六〇	
二〇		六〇		六〇		五〇	
四〇		八〇		七〇		六〇	

	七九
業でグランドパルプ製造工程、リファイナードパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
一四〇	
一五〇	
一三〇	
一五〇	
一二〇	
一三〇	

八一	八〇
パルプ製造業、洋紙	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらにケミグラインドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグラインドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの
六〇	八〇
七〇	九〇
五〇	八〇
六〇	九〇
四〇	八〇
六〇	九〇

八三	八二	
パルプ製造業、洋紙	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの	製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
六〇	七〇	
七〇	八〇	
六〇	七〇	
七〇	八〇	
五〇	六〇	
六〇	八〇	
		精選工程においてドラム型洗浄機を使用して いるものにあつては、 第三欄(1)及び(ロ)の値 は、それぞれ、八〇、 九〇とする。

八五	八四	
パルプ製造業、洋紙	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）	製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。）
の	（前工程の離解工程を含む。）に係るもの	
一〇〇	九〇	
一一〇	一一〇	
一〇〇	九〇	
一一〇	一〇五	
七〇	八〇	
九〇	一〇〇	

	八六
<p>製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの</p>	<p>パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグラントパルプ、リファイナーグラントパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグラントパルプ、リファイナーグラント</p>
	五〇
	六〇
	四〇
	五〇
	四〇
	五〇

	八八	八七	
	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの	パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。）	パルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの
	四〇	三〇	
	六〇	五〇	
	四〇	二〇	
	五〇	三〇	
	四〇	二〇	
	五〇	三〇	

九四	九三	九二	九一	九〇	八九
セロファン製造業	重包装紙袋製造業	段ボール製造業	塗工紙製造業	手すき和紙製造業	機械すき和紙製造業
四〇	七〇	四〇	二〇	九〇	六〇
五〇	八〇	六〇	三〇	一〇〇	七〇
四〇	七〇	四〇	二〇	九〇	六〇
五〇	八〇	六〇	三〇	一〇〇	七〇
四〇	七〇	四〇	二〇	八〇	六〇
五〇	八〇	六〇	三〇	一〇〇	七〇
					パルプ製造工程を有するものにあつては、第三欄の(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ一一〇、九〇とする。

一〇〇	印刷業（新聞その他の出版物を印刷する）	九七 パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。）	九六 繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。）	九五 乾式法による繊維板製造業
五〇		三〇	八〇	四〇
八〇		四〇	一〇〇	五〇
五〇		三〇	八〇	四〇
七〇		四〇	九〇	五〇
五〇		三〇	六〇	四〇
七〇		四〇	八〇	五〇

一〇七	無機顔料製造業	二〇	二〇	三〇	二〇	三〇	黄鉛製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、七〇、六〇、七〇、五〇、六〇とする。
一〇八	無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	二〇	四〇	二〇	四〇	二〇	（一） 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄（顔料を除く。）製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、八〇、七〇、八〇、六〇、七〇とする

一〇九	
石油化学系基礎製品 製造業で脂肪族系中 間物製造工程に係る もの	
六〇	
七〇	
六〇	
七〇	
四〇	
六〇	
(一) 青酸誘導品含有排 水を排出する工程に あつては、第三欄の 値は、それぞれ同欄 の順序に従い、二一	(二) 希硫酸による二酸 化硫黄の洗浄工程を 有する硫酸製造工程 にあつては、第三欄 の値は、それぞれ同 欄の順序に従い、五 〇、六〇、五〇、六 〇、五〇、六〇とす る。

一 二 二	
石油化学系基礎製品 製造業で合成ゴム製 造工程に係るもの	ク製造工程に係るもの
四〇	
五〇	
四〇	
五〇	
四〇	
五〇	
(一) 乳化重合法による 合成ゴム製造工程に あつては、第三欄の 値は、それぞれ同欄 の順序に従い、五〇 、七〇、五〇、七〇 、五〇、七〇とする 。	リル・ブタジエン・ス チレン共重合樹脂の製 造工程にあつては、第 三欄の値は、それぞれ 同欄の順序に従い、七 〇、八〇、七〇、八〇 、七〇、八〇とする。

一一三	
石油化学系基礎製品 製造業で有機化学工 業製品製造工程（脂 肪族系中間物製造工 程、環式中間物・合 成染料・有機顔料製 造工程、プラスチック	
五〇	
六〇	
五〇	
六〇	
五〇	
六〇	
(一) 有機ゴム薬品製造 工程にあつては、第 三欄の値は、それぞ れ同欄の順序に従い 、二七〇、二九〇、 二六〇、二八〇、二 六〇、二八〇とする	(二) クロロプレンゴム 製造工程にあつては 、第三欄の値は、そ れぞれ同欄の順序に 従い、一三〇、一四 〇、一三〇、一四〇 、一三〇、一四〇と する。

	一一四	石油化学系基礎製品 製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）							ク製造工程及び合成 ゴム製造工程を除く。 に係るもの。
	六〇								
	七五								
	四〇								
	六〇								
	四〇								
	六〇								
									（二） 有機農薬原体製造 工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、二二〇、一八〇、二二〇、一八〇、二二〇とする。

	一一五
業	脂肪族系中間物製造
	六〇
	七〇
	六〇
	七〇
	五〇
	七〇
(一)	青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二二〇、二二〇、二二〇、一九〇、二一〇とする。
(二)	塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、一二〇、八〇、一〇〇、

一一八	一一七	一一六	
コーラルタール製品製	発酵工業	メタン誘導品製造業	
一二〇	一二〇	三〇	
一四〇	一三〇	四〇	
一二〇	一〇	三〇	
一四〇	一三〇	四〇	
一二〇	一〇	二〇	
一四〇	一三〇	四〇	
			<p>八〇、一〇〇とする。</p> <p>(三) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一五〇、一三〇、一四〇、一三〇、一四〇とする。</p>

		一一九	
		環式中間物・合成染料・有機顔料製造業	造業
一一〇	プラスチック製造業		
三〇		五〇	
四〇		六〇	
二〇		五〇	
三〇		六〇	
二〇		三〇	
三〇		五〇	
(一)	メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程に	合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一九〇、三五〇、一九〇、二二〇、一九〇、二二〇とする。	

一一一	
合成ゴム製造業	
四〇	
五〇	
四〇	
五〇	
四〇	
五〇	
(一) 乳化重合法による	<p>あつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、七〇、八〇、五〇、六〇、五〇、六〇とする。</p> <p>(二) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、七〇、六〇、七〇、五〇、六〇とする。</p>

一一二
一一二
一一二
有機化学工業製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く）。

五〇

九〇

五〇

九〇

五〇

八〇

(一) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、三二〇、二七〇、二八〇、二七〇、二八〇とする。

(二) 有機農薬原体製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一八〇、二三五、一八〇、二一〇、一六〇、一九〇とする。

一一五	合成繊維製造業	一二四	レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの	一二三	レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの
三〇		三〇		五〇	
六〇		四〇		六〇	
二〇		三〇		三〇	
三〇		四〇		四〇	
二〇		三〇		二〇	
三〇		四〇		四〇	
三〇	アクリル系繊維製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、八〇、四〇、五〇、三				

一三〇	一二九	一二八	一二七	一二六	
印刷インキ製造業	塗料製造業	界面活性剤製造業（ 前項に掲げるものを 除く。）	石けん・合成洗剤製 造業	脂肪酸・硬化油・グ リセリン製造業	
四〇	四〇	四〇	一〇	四〇	
五〇	一〇〇	一〇〇	三〇	五〇	
四〇	四〇	四〇	一〇	四〇	
五〇	五〇	八〇	一五	五〇	
三〇	四〇	四〇	一〇	三〇	
五〇	五〇	八〇	一五	五〇	
					〇、五〇とする。

一三六	一三五	一三四	一三三	一三二	一三一
火薬類製造業	動物用医薬品製造業	生薬・漢方製剤製造業	生物学的製剤製造業	医薬品製剤製造業	医薬品原薬・製剤製造業
二〇	六〇	二〇	三〇	三〇	七〇
四〇	七〇	三〇	四〇	八〇	一〇〇
二〇	六〇	二〇	三〇	三〇	七〇
四〇	七〇	三〇	四〇	六〇	九〇
二〇	五〇	二〇	三〇	三〇	六〇
四〇	七〇	三〇	四〇	五〇	九〇
硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程に					平成八年九月一日前の特定施設に係る量にあつては、第三欄(3)(1)の値は、七〇とする。

一四〇	一三九	一三八	一三七	
化粧品・歯磨き・その他化粧品用調整品製	香料製造業（前項に掲げるものを除く。）	合成香料製造業	農薬製造業	
三〇	三〇	二二〇	三〇	
五〇	四〇	一六〇	四〇	
三〇	三〇	一一〇	三〇	
五〇	四〇	一二〇	四〇	
二〇	二〇	一一〇	二〇	
四〇	四〇	一二〇	四〇	
				あつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、六〇、七〇、六〇、七〇、五〇、七〇とする。

一四六	一四五	一四四	一四三	一四二	造業
化学工業（整理番号 一〇二の項から前項	イオン交換樹脂製造 業	天然樹脂製品・木材 化学製品製造業	写真感光材料製造業	ゼラチン・接着剤製 造業（にかわ製造業 を含む。）	
四〇	一七〇	四〇	一〇	二〇	
七〇	一八〇	五〇	一五	三〇	
四〇	一七〇	四〇	一〇	二〇	
六〇	一八〇	五〇	一五	三〇	
四〇	一三〇	四〇	一〇	二〇	
六〇	一四〇	五〇	一五	三〇	

一四八	潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。）	一四七	石油精製業	までに掲げるものを除く。）
三〇		二〇		
四〇		四〇		
三〇		二〇		
四〇		三〇		
三〇		二〇		
四〇		三〇		
四〇	硫酸洗浄工程を有するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、四〇、八〇、四〇、七〇、	三〇	潤滑油製造工程を有するものにあつては、第三欄の値は、(1)、(2)、(1)及び(1)、(3)及び(1)の値は、それぞれ三〇、三〇、四〇、三〇、四〇とする。	

一五三	一五二	一五一	一五〇	一四九	
ゴム製品製造業（前 二項に掲げるものを 除く。）	ゴム製品製造業でラ テックス成型型洗浄 工程に係るもの	自動車タイヤ・チュ ーブ製造業	石油コークス製造業	コークス製造業	
二〇	六〇	一〇	七〇	一八〇	
四〇	七〇	二〇	八〇	二〇〇	
二〇	四〇	一〇	七〇	一八〇	
四〇	五〇	二〇	八〇	一九〇	
二〇	四〇	一〇	五〇	九〇	
四〇	五〇	二〇	七〇	一二〇	
					四〇、七〇とする。

一六〇	一五九	一五八	一五七	一五六	一五五	一五四
理化学用・医療用ガラス器具製造業	ガラス容器製造業	ガラス製加工素材製造業	板ガラス加工業	板ガラス製造業	毛皮製造業	なめしかわ製造業
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇	一〇〇
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	六〇	一一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇	一〇〇
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	六〇	一一〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	五〇	一〇〇
二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	六〇	一一〇

一六四	一六三	一六二	一六一
ガラス・同製品製造業（整理番号一五六の項から前項までに掲げるものを除く。）	ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業	卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業
一〇	三〇	五〇	一〇
三〇	四〇	六〇	二〇
一〇	三〇	五〇	一〇
三〇	四〇	六〇	二〇
一〇	三〇	五〇	一〇
三〇	四〇	六〇	二〇

一六九	一六八	一六七	一六六	一六五	〃
砕石製造業	黒鉛電極製造業	セメント製品製造業 (前二項に掲げるものを除く。)	コンクリート製品製造業	生コンクリート製造業	
二〇	二〇	一〇	一〇	一〇	
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	
三〇	三〇	二〇	三〇	三〇	

一八〇	冷間圧延業（整理番号一八二の項及び同	一七九	熱間圧延業（整理番号一八二の項及び同 一八三の項に掲げるものを除く。）	一七八	製鋼・製鋼圧延業（転炉（単独転炉を含む。）又は電気炉（単独電気炉を含む。）によるものに限る。）	のを除く。）
二〇		二〇		二〇		
三〇		三〇		三〇		
二〇		二〇		二〇		
三〇		三〇		三〇		
二〇		二〇		二〇		
三〇		三〇		三〇		

一八六	一八五	一八四	一八三	一八二	一八一	一八三の項に掲げる ものを除く。）
伸線業	引抜鋼管製造業	磨棒鋼製造業	伸鉄業	鋼管製造業	冷間ロール成型形鋼 製造業	
一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	
二〇	二〇	二〇	二〇	三〇	三〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	
二〇	一五	一五	二〇	三〇	三〇	
一〇	一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	
二〇	一五	一五	二〇	三〇	三〇	

一九三	一九二	一九一	一九〇	一八九	一八八	一八七
鍛工品製造業	鍛鋼製造業	表面処理鋼材製造業 (整理番号一八七の 項から前項までに掲 げるものを除く。)	めつき鉄鋼線製造業	めつき鋼管製造業	亜鉛鉄板製造業	ブリキ製造業
一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一五	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一五	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇
一〇	一〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二〇
一五	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇

一九九	一九八	一九七	一九六	一九五	一九四
鉄鋼業（整理番号一 七三の項から前項ま	鉄粉製造業	可鍛鑄鉄製造業	鑄鉄管製造業	銑鉄鑄物製造業（次 項及び整理番号一九 七の項に掲げるもの を除く。）	鑄鋼製造業
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	二〇	二〇	二〇	三〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	二〇	二〇	二〇	二〇
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
二〇	一五	二〇	二〇	二〇	二〇

二〇五	電気機械器具製造業	二〇四	プリント回路製造業	二〇三	一般機械器具製造業	二〇二	金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。）	二〇一	電気めつき業	二〇〇	非鉄金属製造業		でに掲げるものを除く。）
一〇		二〇		一〇		一〇		四〇		一〇			
三〇		四〇		三〇		三〇		八〇		三〇			
一〇		二〇		一〇		一〇		四〇		一〇			
三〇		四〇		三〇		三〇		六〇		三〇			
一〇		二〇		一〇		一〇		四〇		一〇			
三〇		四〇		三〇		三〇		六〇		三〇			

二〇九	二〇八	二〇七	二〇六	(前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。)
下水道業	ガス製造工場	精密機械器具製造業	輸送用機械器具製造業	
二〇	二〇	一〇	一〇	
六〇	三〇	二〇	三〇	
二〇	二〇	一〇	一〇	
四〇	三〇	二〇	二〇	
二〇	二〇	一〇	一〇	
四〇	三〇	二〇	二〇	
標準活性汚泥法その他これと同程度に下水を処理することができる				

二二一	二二〇	
共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する	空瓶卸売業	
三〇	三〇	
五〇	四〇	
三〇	二〇	
四〇	三〇	
二〇	二〇	
四〇	三〇	
		方法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、三〇、一〇、三〇、一〇、三〇とする。

二二四	二二三	二二二	施設をいう。)
宿泊業	飲食店	弁当仕出屋又は弁当 製造業	
五〇	五〇	五〇	
七〇	七〇	八〇	
四〇	四〇	四〇	
六〇	六〇	七〇	
三〇	三〇	三〇	
五〇	五〇	六〇	
平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものに	○とする。 並びに(3)(ロ)の値は、三(1)及び(ロ)、(2)(1)及び(ロ)あつては、第三欄の(1)化槽を使用するものに	平成十八年二月一日以後に設置されるし尿浄化槽を使用するものに	

二二〇	二二九	二二八	二二六	二二五	
病院	自動車整備業	写真業（写真現像・ 焼付業を含む。）	洗濯業（前項に掲げ るものを除く。）	リネンサプライ業	
三〇	二〇	六〇	四〇	四〇	
六〇	四〇	八〇	九〇	八〇	
三〇	二〇	六〇	四〇	四〇	
五〇	三〇	七〇	六五	七〇	
三〇	二〇	六〇	三〇	三〇	
五〇	三〇	七〇	五〇	五〇	
平成十八年二月一日以					あつては、第三欄の(1) (1)及び(ロ)、(2)(イ)及び(ロ) 並びに(3)(ロ)の値は、三 〇とする。

一一一	
し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百二十八号）第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇一人以上のものに限り。）	
三〇	
七〇	
三〇	
五〇	
三〇	
五〇	
<p>(一) 第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものにあつては、第三欄の(1)(イ)の値は、四〇とする。</p> <p>(二) 第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものであつて、昭和</p>	<p>後に設置されるし尿浄化槽を使用するものにあつては、第三欄の(1)(イ)、(2)(ロ)及び(3)(ハ)の値は、三〇とする。</p>

二三二	
し尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人	
五〇	
八〇	
五〇	
八〇	
三〇	
六〇	
(一) 昭和五十五年七月建設省告示第千二百九十二号が適用される前のものにあつては、第三欄の値は、	<p>浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、二五、一〇、二五、一〇、二五とする。</p>

員が二〇一人以上五〇〇人以下のものに限る。)	二三三
	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)
	四〇
	六〇
	三〇
	五〇
	二〇
	四〇
それぞれ同欄の順序に従い、七〇、九〇、七〇、九〇、四〇、八〇とする。	(一) 日平均排水量が三〇〇〇m ³ 未満のものにあつては、第三欄の(1)の値は、五
(二) 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の(1)及び(2)、(2)及び(3)の値は、三〇とする。	

一三三二	整理番号二の項から 前項までに分類され ないもの	一三三一	試験研究機関（規則 第一条の二各号に掲 げるものをいう。）	一三三〇	地方卸売市場	一三二九	中央卸売市場
一〇		二〇		二〇		二〇	
一二〇		五〇		五〇		五〇	
一〇		二〇		二〇		二〇	
九〇		四〇		四〇		三〇	
一〇		二〇		二〇		二〇	
九〇		四〇		四〇		三〇	